

東京都知事 小池 百合子 殿

協同組合東京都水道請負工事連絡会  
理事長 貝 澤 二 郎

平成 29 年 3 月 31 日に内部統制プロジェクトチーム/特別顧問・財務局より、予定価格の事後公表、1 者入札の中止、JV 結成義務の撤廃、低入札価格調査制度の適用範囲の拡大を 4 つの柱とする「入札契約制度改革の実施方針」が発表され、平成 29 年 6 月 26 日の財務局公告案件から試行が開始され、同年 10 月 30 日の公告案件からは全局で予定価格を事後公表とし、公営企業 3 局では、財務局案件と同一の試行が開始されました。

又、平成 30 年 3 月には東京都入札監視委員会による「入札契約制度改革に係る検証結果報告書」が公表され、試行状況の中間報告がなされました。

実施により当組合員からは、新制度適用に対する多くの改善要望や廃止を求める声が寄せられております。

当組合員は、永年、東京都水道局発注工事を受注し誠実に履行する事を通じて、重要かつ不可欠なライフラインである水道の安定給水、減災等に微力ながらも一翼を担っている自負があります。

今後、想定されている大災害時には迅速なライフライン復旧に備え、雇用の確保、技術の継承、資器材の充実等に、厳しい経営環境の中、日々努力しております。

当組合においては、今後も微力ではありますが、東京都のライフライン整備に貢献して参る所存であります。

「入札契約制度改革の実施方針」においては、平成 30 年 3 月に公表された東京都入札監視委員会による「入札契約制度改革に係る検証結果報告書」を精査検討し、是非とも、実施方針の見直しを強く要望致します。

#### 1、予定価格の事後公表について

試行中の「予定価格の事後公表」においては、限られた人員で公表から応札までの期間に数度の現場調査や精度の高い積算を繰り返し行う事になり、人的に余裕の無い中、中小企業においては、負担が増えております

「予定価格の事後公表」においては、不適格業者の排除や工事品質の確保など、事後公表の効果も検証されておりますことから、公告案件の発注等級や価格帯による、事前公表と事後公表併用が可能な制度改革を強く要望致します。

## 2、1者入札の中止について

都内には多数の施工困難な地域や主要幹線道路が数多くあります。これ等の工事を施工するには、地域の住民の方々、施工区間で営業されている会社等と十分に協議する必要があり、施工に至るまでには多数の時間と労力を要します。又、主要幹線道路の施工に関しても同様に、道路管理者等との調整に膨大な日数が必要となっております。この事から、指名参加自体を敬遠する、或いは辞退者が増加する傾向にあります。

このように1者入札となる現象には様々な要因があり、それらを様々な角度から検証する事が必要だと考えております。

また、試行導入以前から、当組合員が専業としている東京都水道局が発注する案件に関して、落札率が予定価格に極めて近い落札は無く、1者入札も殆ど行われていないと理解致しております。

「1者入札の中止」においては、施工条件、施工環境の困難性などを勘案すると、1者入札の全案件を中止する制度改革では都の事業進捗、工期短縮による影響などが懸念され、同時に、不調対策の必要性からも対象を全ての案件としないよう、例外規定の設定を強く要望致します。

## 3、JV結成義務の撤廃について

撤廃に伴い、大手企業は単体の受注を目指し、中小企業とのJV結成は少なくなり中小企業は今後、大型案件や大手企業を通じての技術、知識等を得る機会が失われる懸念があります。一方、混合入札により、より多くの事業者が入札に参加しやすい環境が整い、競争性向上などの効果が検証されています。

「JV結成義務の撤廃」においては、引き続き中小企業の育成や技術研鑽の機会が確保可能な制度改革を要望致します。

## 4、低入札価格調査制度の適用範囲の拡大について

試行中の「低入札価格調査制度の適用範囲の拡大」においては、その運用が厳格化され、過去3年間の工事成績判断基準の導入、数値的失格基準の導入、履行状況調査などが、強化されております。

試行前においては、工事品質の確保、ダンピングや過剰な低価格競争が行われるのではないかと危惧しておりましたが、厳格な運用がなされた効果も検証されております。しかし、今後、「低入札価格調査」の実施件数が増加すると、受注者、発注者ともに事務負担が増加することが想定されます。

「低入札価格調査制度の適用範囲の拡大」においては、事務負担のより少ない調査方法や調査項目の検討など調査基準の改正を要望致します。

5、平成 29 年 3 月 31 日に内部統制プロジェクトチーム/特別顧問・財務局が発表し「入札契約制度改革の実施方針」の事項の中に「平成 29 年度から制度改革第一段として実施する事項」とありますが、今後も制度改革が続くならば、より丁寧な入札契約制度の実態調査、中小企業を取り巻く様々な問題点をより細かく把握し、平成 30 年 3 月に公表された東京都入札監視委員会による「入札契約制度改革に係る検証結果報告書」を踏まえ、必要な修正や見直しを行い、制度改革を実施されるよう要望致します。